

通所介護

I 概要

- 通所介護・・・居宅の要介護者を老人デイサービスセンター等に通わせ、日常生活上の世話（「入浴、排せつ、食事等の介護」、「生活等に関する相談及び助言」、「健康状態の確認」等）及び機能訓練を行うもの

※ 介護予防通所介護は、平成 30 年 4 月までに介護予防・日常生活支援総合事業（市町村事業）に移行しています。詳細は、各市町にお問い合わせください。

- 通所介護事業者が、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、市町の定める当該第一号通所事業の人員及び設備の基準を満たすことをもって通所介護の基準を満たしているとみなされます。

- 共生型通所介護・・・次の障害福祉サービスを既に実施している事業者が通所介護事業の指定を受ける場合には、指定の特例が受けられます。
 - ①指定生活介護 ②指定自立訓練
 - ③指定児童発達支援 ④指定放課後等デイサービス

II 指定基準

1 人員基準

◇ 通所介護事業所

従業者		
生活相談員	・サービス提供時間数に応じて専従 1 以上	いずれか常勤 1 人以上
介護職員	・単位ごとにサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間、常時 1 名以上確保 ・サービス提供時間数に応じて専従利用者の数が 15 人までは 1 名以上。16 人以上の場合は、15 人を超える部分の利用者の数を 5 で除した数に 1 を加えた数以上	
看護職員	・単位ごとに専従 1 以上	
機能訓練指導員	・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を 1 以上	
管理者	・常勤、原則として専従	

《留意事項》

【生活相談員】

生活相談員の資格等要件

資格等要件	備考
① 大学等において、大臣が指定する社会福祉に関する科目を修了した者	「社会福祉主事の資格に関する科目指定（S25告示 226）」を参照
② 大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者	「社会福祉主事養成機関等指定規則（H12 省令 53）」を参照
③ 大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者	※実際には行われていない
④ ①～③と同等以上の能力を有すると認められる以下の者 ア 社会福祉士 イ 精神保健福祉士	
⑤ 社会福祉施設等に勤務し、又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者	ア 介護支援専門員 イ 介護福祉士 ウ 申請法人（事業者）が開設する社会福祉施設等で3年以上かつ540日以上介護業務に従事した実績があり、事業者が生活相談員の能力を有すると認める者 ※「社会福祉施設等」の範囲 ア 社会福祉法（S26 法律第 45）第 2 条による第 1 種社会福祉事業（社会福祉施設）及び第 2 種社会福祉事業に係る施設等 イ 病院、診療所、介護保険施設、有料老人ホーム

生活相談員については、次の計算式のとおり単位数にかかわらず提供時間数（事業所におけるサービス提供開始時間から終了時間まで）に応じた配置が必要です。

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

* 勤務延時間数：サービス提供時間内に勤務する時間数の合計

【介護職員】

介護職員については、次の計算式のとおり単位ごとに、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）に応じた配置が必要です。

利用者 15 人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

利用者 16 人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数

【看護職員】

看護職員（看護師又は准看護師）は、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、提供時間帯を通じてその指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図る必要があります。

なお、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとして取り扱うことができます。

【機能訓練指導員】

- ・ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者です
*はり師及びきゅう師については、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者」に限ります。
- ・ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、その指定通所介護事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。

【管理者】

指定通所介護事業所の管理上支障がない場合には、その指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

【共生型通所介護】

共生型通所介護の人員基準は、次のとおりとなります。

①従業者

共生型通所介護の利用者の数を含めて当該障害福祉サービス事業所の利用者の数とした場合に、当該障害福祉サービス事業所として必要とされる数以上

②管理者

共生型通所介護事業所の管理者と障害福祉サービス事業所の管理者の兼務可

【単位】

- ・ 次のような場合は 2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。
 - ア 同時に一定の距離を置いた 2 つの場所で指定通所介護が行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
 - イ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

*利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となります。

【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

【常勤】

- ・ 勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業者の勤務時間（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47 法律 113）に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(H3 法律 76) に基づく所定労働時間の短縮措置の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を 30 時間として取り扱うことができます。

- ・ 同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達していれば常勤とみなされます。

2 設備基準

区 分	通所介護
食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ必要な広さ ・ 合計面積 利用定員×3 m² 以上 ・ 食事の提供、機能訓練を行う際、それぞれ支障がない広さを確保できる場合は同一の場所でも可
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容が漏えいしないよう遮へい物の設置等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静養室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備及び備品等 ・ 事務室のように他の介護サービスにおいても設置が規定されているものについて、他の介護サービスとの共用が可能。また、基準上規定のない玄関、廊下、階段等についても共用が可能。

- ・ 食堂及び機能訓練室の面積を確保するため、狭い部屋を多数設置することは、原則として認められません。
- ・ 共生型通所介護の場合は、障害福祉サービスにおいて必要な設備を満たしていれば足りません。

3 運営基準

運営に当たっての主な基準です。

区 分	基 準
重 要 事 項 の 説 明	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
提 供 拒 否 の 禁 止	正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。
利 用 料 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定通所介護の利用料（介護報酬の 1 割～3 割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の 10 割相当） 3 利用者の選定により「通常の事業の実施地域以外」の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 4 利用者の選定により通常要する時間を超えて提供した場合のサービス費用 5 食事の提供に要する費用 6 おむつ代 7 その他日常生活費

通所介護計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成すること（居宅サービス計画の内容に沿って作成）。 2 通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 3 通所介護計画は利用者に交付すること。 4 通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。 5 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。
緊急時の対応	<p>利用者の病状が急変した場合等には、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じること。</p>
運営規程	<p>事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 利用定員 5 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 （＊経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 11 その他運営に関する重要事項
定員の遵守	<p>災害等のやむを得ない事情がない場合には、利用定員を超えて指定通所介護の提供をしないこと。</p>
勤務体制の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間等を明確にすること。 2 全ての従業者（看護師、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。（新たに採用した従業者は、採用後1年間の猶予期間あり）（＊経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 3 職場におけるハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じること。
業務継続計画の策定等	<p>感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること。（＊経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p>

非常災害対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて、非常災害に対する具体的な計画を立てること。 2 非常災害時の関係機関への通報・連携体制、避難・誘導體制を整備すること。 3 非常災害に対する計画、体制について、従業員へ定期的に周知すること 4 避難、救出等の訓練を定期的実施すること。 5 訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めること。 6 従業員を防災に関する研修に参加させる等従業員の防災教育に努めること。 7 非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めること。
衛生管理等	<p>感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を講じること。 （*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備 3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施
地域との連携等	<p>事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めること。</p>
虐待の防止	<p>虐待を防止するため次の措置を講じること。 （*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止検討委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知 2 虐待の防止のための指針を整備 3 虐待の防止のための研修を定期的実施 4 専任の担当者を置くこと。
苦情処理体制	<p>利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じること。</p>
事故対応	<p>事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じること。</p>
記録の整備	<p>通所介護計画等利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。</p>

4 その他

- ・ 指定通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施する事業所は、サービス提供開始前の届出、宿泊サービス中の事故報告等が必要となります。
- ・ 共生型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられます。
- ・ ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

（平成25年静岡県条例第25号）

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnyourei0328.html>

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

1 施設等の区分

区 分	利 用 者 の 数
通常規模型	前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数が 750 人以内の事業所であること。
大規模型 (Ⅰ)	通常規模型に該当しない事業所であり、前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数が 900 人以内の事業所であること。
大規模型 (Ⅱ)	通常規模型、大規模型 (Ⅰ) に該当しない事業所であること。

《 留 意 事 項 》

【事業所規模による区分の取り扱い】

新たに事業を開始した事業者の平均利用延人員数は、届け出た事業所の利用定員の 90% に予定される 1 月当たりの営業日数を乗じて得た数となります。

2 減算

(1) 次の減算基準に該当する場合の介護給付費は、所定単位数の 70% となります。

◇ 定員超過

所定単位数の減算基準	減算適用時期
月平均の利用者の数が利用定員を超えた場合	翌月の全利用日

◇ 人員基準欠如

所定単位数の減算基準	減算適用時期
月平均で看護職員または介護職員の員数の基準を満たしていない場合	① 1 割を超えて減少 → 翌月から解消月まで ② 1 割の範囲内で減少 → 翌々月から解消月まで で (翌月末日に基準を満たしていれば適用しない)

- (2) 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行った場合には、1日につき94単位が減算されます（傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合を除く。）。
- (3) 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位が減算されます。

3 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員（等特定）処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

4 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、以下の基準を確認してください。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>